

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険薬剤師の登録
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの
漁船損害補償法の一部を改正する法律附則第三項の規定によるみなし加入区の一部改正
漁船損害補償法第百十二条第一項に規定する加入区の廃止
漁船損害補償法による漁船の普通損害保険付保義務の消滅
海岸保全区域の指定の一部改正
開発行為に関する工事の完了
政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇選管告示

規 則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十九号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三条第一号から第五号までに掲げる事業の項中「五年」を「七年」に、「一千五百万円」を「二千万円」に改め、同表第三条第七号に掲げる事業の項中「五年」を「七年」に改め、同表第三条第九号に掲げる事業の項中「五年」を「七年」に、「一千五百万円」を「二千万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「年三・〇パーセント」を「年二・五パーセント」に改め、同条に次の三項を加える。

7 法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が、農業を営む者で水稲から他の作物への生産の転換(以下「転作」という。)を行うものに対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号から第四号まで又は第七号に掲げる資金のうち当該転作に必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町村が当該融資機関に対し当該融資に係る農業近代化資金の利子補給金を年一・五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第一項の規定にかかわらず、年四・五パーセントとする。

8 法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が、農業を営む者で転作を行うものに対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第五号に掲げる資金のうち当該転作に必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町村が当該融資機関に対し当該融資に係る農業近代化資金の利子補給金を年一・二五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第一項の規定にか

かわらず、年四・七五パーセントとする。

9 法第二条第二項第二号に掲げる融資機関が、転作を計画的集团的に推進するため当該転作に係る作物の生産、集荷及び出荷又は処理加工に必要な事業を行う農業協同組合又は農事組合法人に対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号、第二号又は第四号に掲げる資金のうち当該事業に必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町村が当該融資機関に対し当該融資に係る農業近代化資金の利子補給金を年一・五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第一項の規定にかかわらず、年二・五パーセントとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第二条第六項の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。
- 3 昭和五十二年六月一日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則(以下「改正前の規則」という。)第三条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている改正前の規則第二条第六項の規定に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第四百八十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
加藤 千 鶴	鳥業第三七六号	昭和五十三年四月二十八日

鳥取県告示第四百八十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
加藤 千 鶴	鳥国業第三七六号	昭和五十三年四月二十八日

鳥取県告示第四百八十二号

昭和三十五年十月鳥取県告示第四百八十八号（漁船損害補償法の一部を

改正する法律附則第三項の規定によるみなし加入区について）の一部を次のように改正する。

昭和五十三年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「米子」 米子市のうち大崎及び霞津を除いた区域」を「米子加入区 米子市一円」に、

「上道」 " " のうち上道町の区域

「境港」 " " のうち渡町及び上道町を除いた区域」を「境港加入区 境港市一円」に改める。

鳥取県告示第四百八十三号

昭和三十三年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百八十四号

漁船損害補償法（昭和二十七年三月法律第二十八号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次の加入区における同法第一百十二条第一項の規定による付保義務が消滅したので、同法第一百十三条の二第二項の規定により告示する。

昭和五十三年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区	域
米子加入区	米子市のうち大崎及び霞津を除いた区域	
境港加入区	境港市のうち渡町及び上道町を除いた区域	
上道加入区	境港市のうち上道町の区域	

鳥取県告示第四百八十五号

昭和四十三年六月鳥取県告示第四百七十八号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十三年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県鳥取沿岸羽合漁港海岸宇野地区海岸の項の次に次のように加える。

鳥取沿岸	次の基点を順次直線で結んだ線及び基点二八と基点一を直線で結んだ線によつて囲まれた区域から基点一六、基点一七、基点二六、
御崎漁港	基点二七、基点一六を順次直線で結んだ線によつて囲まれた区域を
海岸御崎	地区海岸
地区海岸	除いた区域
基点 一	西伯郡中山町大字御崎字屋敷下通一〇〇番地日御崎神社
基点 二	木殿礎石南東角から四八度〇〇分二五・〇〇メートルの点
基点 三	基点一から一五三度〇〇分二〇〇・〇〇メートルの点
基点 四	基点二から一三一度〇〇分一五〇・〇〇メートルの点
基点 五	基点三から一〇一度三〇分一五一・〇〇メートルの点
基点 六	基点四から八六度三〇分一五〇・〇〇メートルの点
基点 七	基点五から九六度三〇分一五〇・〇〇メートルの点

基点 七	基点六から一二三度〇〇分一〇七・五〇メートルの点
基点 八	基点七から一七度三〇分四一・〇〇メートルの点
基点 九	基点八から三〇三度〇〇分一〇七・〇〇メートルの点
基点一〇	基点九から二七七度〇〇分一六二・五〇メートルの点
基点一一	基点一〇から二六六度三〇分一四八・五〇メートルの点
基点一二	基点一一から二八一度三〇分一三六・〇〇メートルの点
基点一三	基点一二から三一一度一三二・五〇メートルの点
基点一四	基点一三から三三三度〇〇分一九二・〇〇メートルの点
基点一五	基点一四から三三八度三〇分一九一・五〇メートルの点
基点一六	基点一五から三四八度〇〇分一四〇・〇〇メートルの点
基点一七	基点一六から三四五度〇〇分一四二・〇〇メートルの点
基点一八	基点一七から三〇〇度〇〇分四二・〇〇メートルの点
基点一九	基点一八から二九一度〇〇分五五・〇〇メートルの点
基点二〇	基点一九から二七二度〇〇分三〇七・〇〇メートルの点
基点二一	基点二〇から二六二度〇〇分一八七・〇〇メートルの点
基点二二	基点二一から二二五度〇〇分四三・〇〇メートルの点
基点二三	基点二二から八二度〇〇分二一五・〇〇メートルの点
基点二四	基点二三から九一度〇〇分二九九・〇〇メートルの点
基点二五	基点二四から一〇九度三〇分五〇・〇〇メートルの点
基点二六	基点二五から一二一度〇〇分四五・〇〇メートルの点
基点二七	基点二六から一七五度〇〇分一二五・〇〇メートルの点
基点二八	基点二七から一六八度〇〇分一三〇・〇〇メートルの点

鳥取県告示第四百八十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年十一月十二日 鳥取県指令受都計第四百三三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字上六反物

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南隈二五五

第一産業株式会社

取締役社長 岩谷政春

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十三年五月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

◎その他の政治団体

浜崎芳宏後援会

報告対象期間 昭和51年1月1日

から12月31日まで

報告年月日 昭和53年3月22日

1 収入総額 368,500 円

2 支出総額 366,000

3 収入の内訳

個人の党費、会費(245人)218,500

寄附 150,000

個人分 150,000

4 支出の内訳

政治活動費 366,000

組織活動費 150,000

機関紙誌の発行費
その他の事業費 216,000

機関紙誌の発行費
専業費 216,000

5 寄附の内訳

(個人分)

年間100万円以下のもの 150,000

古井喜美西部後援会

報告年月日 昭和53年3月30日

1 収入総額 2,002,187 円

2 支出総額 1,893,130

3 収入の内訳

寄附 1,900,000

個人分 1,900,000

前年繰越額

4 支出の内訳

経常経費 1,852,000

人件費 860,000

光熱水費 92,000

備品、消耗品費 240,000

事務所費 660,000

政治活動費 41,130

組織活動費 41,130

5 寄附の内訳

(個人分)

年間100万円以下のもの1,900,000